

ID: 94

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	医療費の助成
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市子供の医療費の助成に関する条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成13年条例第108号
【根拠条文】 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (助成の範囲) 第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。 2 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(入院時食事療養を受けた場合については、食事療養標準負担額を除く。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。 3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。	
標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日
-----------	-----------------	---------	------------------